

## 新潟県建設産業マンパワーアップ総合支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、建設産業の人材確保・育成の促進を図るため、建設業関係団体が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「建設企業等」とは、県内に主たる営業所を有する、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 建設業法第3条の許可を受けている者
- (2) 建設コンサルタント登録規程第2条の登録を受けている者
- (3) 測量法第55条の登録を受けている者
- (4) 地質調査業者登録規程第2条の登録を受けている者

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する団体であって主に建設企業等若しくはそれらに従事する者によって構成される者をいう。

- (1) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- (2) 前号に掲げるもののほか、設立目的、事業実績、組織体制、財務状況等の面で補助事業を適切に行うことができると知事が認める団体

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次のいずれかに掲げる事業とし、補助対象者が複数の事業を申請することを妨げない。ただし、厚生労働省の建設労働者確保育成助成金等の対象となる事業については、その助成を受けること。

- (1) 在学生入職促進支援事業  
在学生を対象に、資格取得や技術力向上を促進する講習会、入職促進のための出前授業・工事実演会、建設産業の就職合同説明会等を企画・実施する事業
- (2) ICT活用促進事業  
ICT活用人材の確保・育成を目的とした、ICT未経験の建設産業従事者に対する現場見学会や技術研修、在学生に対するICT建機操作見学会等を開催する事業
- (3) 建設産業イメージ変革促進事業  
建設産業のイメージを変革するため、動画等PR素材の作成、広告媒体への掲載等を行う事業及び会員企業におけるSDGsの取組促進のための研修会等を開催する事業
- (4) 技術力向上・定着促進事業  
若年・女性建設産業従事者を対象に、技術力の向上や定着の促進を目的とした研修会、現場見学会等を開催する事業

### (補助対象経費及び補助率)

第5条 補助対象経費は、前条に規定する補助対象事業に要する経費で、別表第1に掲げるものであって知事が必要かつ相当と認めるものとし、補助率及び補助限度額は次のとおりとする。ただし、補助対象経費は、国、地方公共団体等の補助金、委託費等を除いた額とする。

補助対象事業	補助率	補助限度額
在学生入職促進支援事業	2分の1以内	1, 444千円
I C T活用促進事業		1, 100千円
建設産業イメージ変革促進事業		2, 147千円
技術力向上・定着促進事業		1, 556千円

(補助金の交付の条件)

第6条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容を変更し、若しくは経費の配分を変更する場合（第10条に定める軽微な変更を除く。）、又は交付決定額を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし交付決定額の増額は県の予算の範囲内で行う。
- (2) 事業を中止又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業主体は、補助対象事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管すること。
- (5) 事業に係る消費税及び地方消費税相当額については、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、当該消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額を減額することとなること。また、事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、知事に報告すること。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式のとおりとし、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を各1部添付しなければならない。

- (1) 事業計画書 別紙1
- (2) 事業経費算出内訳書 別紙2
- (3) 収支予算書 別紙3

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をする。

2 知事は、交付決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(変更の承認申請)

第9条 第6条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による変更承認申請書を提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第10条 第6条第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 別表第1に定める各区分の経費について、2割を超える増減をする場合
- (2) 事業の内容を著しく変更する場合

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第11条 第6条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第12条 第6条第3号の規定により知事の指示を求める場合には、速やかに別記第4号様式による事業遅延等報告書を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第13条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して20日を経過した日とする。

(実績報告書)

第14条 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第5号様式のとおりとし、事業が完了した日(第11条の規定により事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日)から起算して20日以内又は補助金の交付決定を受けた翌年度の4月15日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施結果報告書 別紙1
- (2) 事業経費支出内訳書 別紙2
- (3) 収支決算書 別紙3
- (4) 収入、支出の状況が確認できる資料

3 補助対象者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び消費税に係る仕入控除額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 知事は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容(第9条の規定による承認をしたときには、その承認をした内容)及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第16条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、遅滞なく補助事業者に補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第17条 補助金の概算払いを受けようとするときは、別記第6号様式を知事に提出するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 18 条 補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第 7 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(事業効果の検証)

第 19 条 補助事業者は、第 8 条の交付決定を受けた事業に関し、知事が実施する事業効果の検証に協力するものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 11 日から実施する。

附則

2 この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から実施する。

附則

3 この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から実施する。

附則

4 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附則

5 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附則

6 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附則

7 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附則

8 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附則

9 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

附則

10 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

附則

11 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

別表第1

費目（※1）	内容
報償費	講師謝礼金等（申請団体役職員及び会員の役職員に対する謝礼金等は除く）
需用費	消耗品費、各種事務用品（パソコン等の備品は除く）、印刷製本費等
旅費	交通費等（支援企業に対する旅費等は除く）
役務費	通信運搬費、広告料等
使用料及び賃借料	機材借上料、会場借上料等
委託費	会場設営、PR動画作成等に係るもの
その他（※2）	知事が特に必要と認める経費

※1 経費のうち補助事業への国、地方公共団体等の補助金、委託費等を除いた額を補助対象経費とする。

※2 施設や設備を設置又は改修するための経費、土地・建物等を取得するための経費、振込手数料は補助対象外とする。